

どうする、熊本の最低賃金

……これからの熊本の最低賃金を考える……

日時：平成26年10月17日(金) 午後1時30分～午後4時30分
場所：くまもと県民交流館パレア 9階 第1会議室

基調講演 (午後1時30分～午後2時30分)

熊本の賃金事情

講師 荒井 勝彦 氏(元熊本学園大学教授)

★シンポジウム (午後2時40分～午後4時)

パネリスト …… 熊本の「賃金のプロ」たち

- ・中川 幸生 氏 熊本県経営者協会 参与
- ・佐々木 義博 氏 労働組合総連合会熊本県連合会 事務局長
- ・荒井 勝彦 氏 元熊本学園大学教授

コーディネーター

- ・松本 一喜 熊本県社会保険労務士会会長

★個別相談会 (午後4時～午後4時30分)

経営改善・労務管理・労使紛争等について

賃金を上げるには、経営改善によって企業収益を増す

1. 今後も、最低賃金のアップは続いていく

熊本県の地域別最低賃金は上昇しています。平成24年10月は653円、去年は664円、今年は677円に決まりました。最低賃金アップの流れに対応するためには、経営改善や労働環境改善が求められます。

2. なぜ、賃金アップは必要か

従業員は企業とともに成長します。人は年齢とともに成長し、家庭を持つことなど生活内容は拡大します。企業経営者は、事業を通じて従業員やその家族を守り、その幸せを向上することが経営方針でなければ、従業員の満足度は高まりません。賃金アップは企業を生き生きとさせる必要条件です。

3. 常に経営改善の意識を持って

しかし、企業経営者からすれば、賃金をアップするには、事業の採算性をよくする必要があります。売上から賃金等の経費を支払って、黒字でなければなりません。そのためには、現状の根本的な経営のあり方を見直し、例えば、業務内容や方法、作業の効率化、木目細かな採算管理などをきちんと実行していくことが重要です。

主催 熊本県社会保険労務士会

〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル

TEL 096-324-1124 メール info@sr-kumamoto.or.jp

***** 参加申込書(参加費無料)*****

所属: _____

氏名: _____

■10月14日までに、切り取らずにこのままFAXして下さい。FAX番号:096-324-1208